

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六）（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

毅然として闘えば 出向は阻止できる

強制出向反対のスト権確立へ

4

前回は、東日本当局の進める強制出向攻撃が、あまりにも明らかな違法行為であるがゆえに、この闘いは一人ひとりキツパリ拒否し、一〇〇%のスト権を確立し、毅然たる態度で闘えば必ず勝利できることを明らかにしたが、今回も、その点について更に鮮明にしたい。

各地方労働委員会は全て、強制出向は不当であること、当局に対し、出向命令を留保すること、本人に不利益を課してはならないことを勧告している。労働委員会とは、何も労働者の立場にたつ機関ではない。にもかかわらず、このような勧告を出さざるを得ないのである。しかも、当局側がこの勧告を無視していることに對し、労働省は政府ですら、七月二三日の国会答弁において、「この勧告は実際効果期待できるもの」、つまり無視するのは不当であると答えているのである。また、労働省は、（まがりなりにも労使双方で合意している）労働協約上はまだしも、（当局が一

各地方労働委員会の勧告・要望

△東京都地方労働委員会の三者委の要請書▽

出向関係の審査の実効確保の措置申立について、担当三者委員は協議をした結果、なお労使双方が出向問題の基準について原則論にとられずに協議を進めて行く余地があると思われ、次のように要望します。

- 一、会社及び組合は出向の基準についての団体交渉を次項に記載する事情聴取の日までに精力的に、なお一層進めるように努力してください。
- 二、上記の団体交渉の進行状況について、七月二十九日午後六時から三者委員による事情聴取を行います。
- 三、会社はその間、今後の出向の事前通知について慎重に対処されるよう望みます。（七月九日）

△神奈川県地方労働委員会の勧告書▽

被申立人は、本件終結に至るまでの間、申立人組合員五名に対する出向命令の実施を留保し、またこれに従わないことを理由として、前記組合員に不利益を課してはならない。（七月七日）

△埼玉県地方労働委員会の審議の実効確保措置勧告書▽

被申立人のなした申立人ら組合員小林優及び和田栄治に対する出向命令については、現在、当委員会にお

いて審査中であるが、被申立人は当委員会の結論を得るまでの間、その実施について慎重な配慮を行い、労使紛争の拡大を防止し、労使関係の安定を図るよう努力されたい。（七月一〇日）

△栃木県地方労働委員会の勧告書▽

本件出向命令の実施については、事態の重要性にかんがみ、当委員会において結論を得るまでの間、十分留意し、慎重を期せられたい。（六月十五日）

△千葉県地方労働委員会の勧告書▽

被申立人は、申立人らの組合員荻野正人に対する出向命令については、当委員会において結論を得るまで、その実施については慎重な配慮を行い、労使の対立による事態の悪化を事前に防止するよう努力されたい。（六月十八日）

△新潟県地方労働委員会の審査の実効確保の措置に関する勧告書▽

被申立人は、本件出向命令の実施については、当委員会において結論を得るまでの間、慎重を期し、労使の対立による事態の悪化を防止するよう努められたい。（七月九日）

△愛知県地方労働委員会の勧告書▽

本件出向命令の実施については、当委員会において結論を得るまでの間、慎重を期し、労使の対立による事態の悪化を防止するよう努められたい。（七月八日）

「実効確保の措置の勧告は、審査継続中に労働者の救済の実効が阻害、困難となることを避けるため設けられた制度だ。法的効果の点では強制力はないが実際の効果を期待できるものだ」
七月二三日、参院予算委での
労働省労政局長答弁

「合意の形式に関し労働協約上はまだしも、就業規則上に出向命令権の根拠をおき、労働者に出向を命じうる見解はほとんどない」「労働協約において出向に依する旨の包括的同意が与えられていたとしても、少なくとも出向先の特定については、労働者の個別的同意が必要という説が有力」
出向に関する労働省労働
基準局の行政解釈

※実効確保の措置とは、労働委員会の結論が得るまでの間に不当労働行為等が横行しないために緊急にとる措置のこと。上記の勧告・要望がそれにあたる。